

## ドミニカ共和国のタバコの輸入及び国内販売に関する措置

(パネル報告 WT/DS302/R, 提出日: 2004年11月26日,

上級委員会報告 WT/DS302/AB/R, 提出日: 2005年4月25日, 採択日: 2005年5月19日)

川島 富士雄

### I. 事実の概要

#### 1. 事案の概要 (措置の概要、措置国の状況等)

本件で争われたドミニカ共和国 (以下「ドミニカ」という。) の措置は大きく以下の5つである (paras.2.1-2.6) <sup>1</sup>。

- i. 輸入品全般に対する2%の経済安定経過的課徴金 (Decreets 646-03, 693-03)
- ii. 輸入品全般に対する10%の外国為替手数料 (中央銀行通貨委員会決議)
- iii. タバコ包装への税印紙貼付義務付け法令 (Decreets 79-03, 130-02)
- iv. 選択的消費税 (従価税50%) 適用時の課税ベース決定の規則及び行政慣行
  - ① 輸入タバコ価額の決定のための規則
  - ② 特定の事案での輸入タバコ課税ベースの決定
  - ③ タバコ価額決定のために用いられるドミニカ中央銀行調査の未公表
- v. タバコ輸入者に対する税支払確保のための保証提出義務付け (Tax Code 等)

税責任遵守を確保するため、金融機関によって発行された500万ペソの保証書が酒類、ビール及びタバコの輸入者及び国内生産者によって提出されなければならない (以下「保証制度」という。)

#### 2. 手続の時系列

2003年 10月8日 ホンジュラス、協議要請 (同12日、中国第三国参加要請)。

11月4日 協議にもかかわらず不調。

12月8日 ホンジュラス、パネル設置要請。

2004年 1月9日 DSB、パネル設置。

2月17日 当事国、パネル構成を次の通り合意。

Elbio ROSSELLI (議長)、Tae-Yul CHO, Cristian ESPINOSA  
CAÑIZRES

(なお、チリ、中国、エルサルバドル、ドミニカ、グアテマラ、ニカラグ  
ア及び米国が第三国参加の権利を留保)

5月17日 パネル、IMFに為替統制又は制限該当性につき情報提供要

<sup>1</sup> なお、ホンジュラスは本件協議要請以前に、本件で扱われた措置と一部重なる措置に対する協議要請を行ったことがある。Dominican Republic – Measures Affecting the Importation of Cigarettes, Complaint by Honduras, WT/DS300/1, 28 August 2003.

請。

6月25日 IMF、回答。

11月26日 パネル報告、加盟国に送付

2005年1月24日 ドミニカ、上訴（ホンジュラスも2月7日に上訴）。  
(上級委員会本件部会の構成：Baptisa（議長）、Lockhart、  
Sacerdoti)

4月25日 上級委員会（以下「上級委」という。）報告、加盟国に送付。

5月19日 DSB、パネル及び上級委報告を採択。

表 1 本件パネル・上級委員会の論点処理一覧

注   はパネル・上級委が支持した主張。網掛けは申立国敗訴論点。

申＝申立国ホンジュラス、被＝被申立国ドミニカの主張。7.15、127 等の数字は各報告段落番号。

論点	主張内容（主張国）	パネル報告	上訴主張内容	上級委報告
A. 付託事項： 経過的課徴金の改正 （下記 E 関連）	パネル設置後改正。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">審理対象は新法</span> （被 7.15、7.17） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">形式的法行為でなく</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">実体的経過的課徴金</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">が付託事項。本質不</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">変（申 7.16）</span>	新法は措置の本質を変更しない。付託事項はこれをもカバー。審理すべきは新法の経過的課徴金である（7.19-7.21）。	上訴なし	—
B. 付託事項： 紛争名等から対象商品 対象商品 （下記 E, F 関連）	紛争名等から対象商品タバコのみ（被 7.91-7.92）。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">対象商品</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">は全輸入産品（申</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">7.93）。</span>	付託事項は一般的記述。紛争名無関連。経過的課徴金と外為手数料の対象商品は全輸入産品（7.103）。	上訴なし	—
C. 付託事項： 消費税支払時期 （下記 H 関連）	消費税支払時期の違いにより不利な待遇（申 7.302） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">税支払時期のズレは</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">保証と不連結（被</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">7.303）</span>	保証制度の争点とは異なるもので、直接関係なく付託事項外（7.307-308）。	申、上訴。支払時期の差は保証の 3 条 4 項違反主張（claims）を支える主張（arguments）。	パネル認定支持（127）
D. 付託事項： 選択的消費税の改正（I 関連）	パネル設置後改正により申立国の主張はムート（被 7.338）	DSU11 条の義務に照らし認定回避は不適切（7.343）。	上訴なし	—
E. 経過的課徴金 ：GATT2 条 1 項(b)適合性	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">経過的課徴金は「そ</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">他の租税又は課徴</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">金」に該当、譲許表</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">に記録なし（申）</span> 譲許表に記録あり（被）	その他の租税又は課徴金該当。法的に有効記録なく通報はゼロ等価。経過的課徴金 2 条 1 項(b)違反(7.89)	上訴なし	—
F. 外為手数料：GATT2 条	E.と同様の主張反論。 15 条 9 項(a)の「為替	E. 同様の認定（7.122）。 産品輸入関連為替取引に	上訴なし	—

1項(b)適合性、 15条9項(a) 「為替制限」 該当性	制限」として正当化 (被 7.123-126) 「為替制限」に不該 当 (申 7.127-130)	のみ賦課手数料は為替制 限でない(7.137)。IMF同 様回答(7.144)。IMF協定 条文に「従っ」てない (7.154)。		
G. 税印紙制 度：GATT3条 4項適合性、20 条(d)該当性	3条4項違反の事実上 差別、20条(d)不適用 (申) 差別はない、又は20 条(d)正当化(被 7.215-6)	事実上の差別があり3条4 項違反(7.195-198) 20条(d)の必要性を満たさ ない(7.217-232)。	被、上訴(57-61) 20条(d)の必要性あ り。要因衡量不足、 代替案は密輸脱税 の危険拡大	パネル認 定支持 (73, 85)
H. 保証制度： GATT11条1 項又は3条4 項違反	11.1or 3.4違反(申 7.238) いずれも違反なし、 又は20条(d)で正当化 (被 7.39)	輸入制約条件でなく11.1 違反立証不十分。3.4の競 争条件変更の立証不十分 (7.309-311, 316)	申、上訴 3条4項違反。	パネル認 定支持
I. 選択的消費 税：GATT3条 2項第1文適 合性	同種産品間で課税ベ ース決定の運用上差 別(申) 同種性・差別否定(被)	同種産品間で課税ベース 決定の運用上差別 (7.354-358, 7.364)	上訴なし	—
J. 選択的消費 税：GATT10 条3項(a)適合 性	輸入品用課税ベース 決定方法の最類似産 品小売価格の特定基 準なく10条3項(a) の合理的実施要件違 反(申 7.369-370) 是正済み故ムート (被)	10条1項の法令に該当 (7.357-377)し、かつ法令 に依拠することなく課税 ベースを決定していたこ とは不合理な実施に該当 する(7.387-388, 7.394)	上訴なし	—
K. 選択的消費 税：GATT10 条1項適合性	課税ベースの基準と なる中央銀行調査が 未公表 (申 7.395-397) 改正により無関係 (被 7.398)	行政決定の不可欠な要素 の1つであり10条1項の 法令に該当(7.402-408)し、 明らかに未公表で、それに 替わるベース決定方法を 未周知(7.412-414, 7.420)	上訴なし	—

## II. 論点毎のパネルの報告要旨（以下、下線部は評者が特に重要と考える部分。）

### 【手続的論点】

論点 A. 付託事項：経過的課徴金の改正（paras.7.15～7.21）（省略、上記表 1 参照）

論点 B. 付託事項：対象商品（省略、上記表 1 参照）

論点 C. 付託事項：消費税支払時期（下記論点 H. で合わせて紹介）

論点 D. 付託事項：選択的消費税の改正（下記論点 F. で合わせて紹介）

### 【実体的論点】

論点 E. 経過的課徴金：GATT2 条 1 項(b)（解釈了解含む。）

#### 1. 申立国＝ホンジュラスの主張

「経過的課徴金は輸入品の CIF 価格に課せられ、また、関税とは別に賦課されているため、GATT2 条 1 項(b)輸入について又は輸入に関連して課せられる『その他の租税又は課徴金』に該当する（7.22）。譲許表にその記録はなく、GATT2 条 1 項(b)違反である（7.26、7.80 等）。」

#### 2. 被申立国＝ドミニカの主張

「譲許表に『その他の租税又は課徴金』の記録をしており（7.27-28）、かつ GATT2 条 1 項(b)解釈了解 4 項により、ホンジュラスはこれについて争うことができない（7.42、7.81 等）。」

#### 3. パネルの判断

「経過的課徴金は、輸入品に対し、関税とは別に追加的に賦課される国境措置である。税関当局のサービスでなく輸入品の価額に基づいているので GATT8 条の手数料等にも該当しないし、国内産品に適用されないため国内措置でもない。つまり、経過的課徴金は、通常の関税にも、GATT2 条 2 項の課徴金又は租税にも該当しない国境措置であり、よって GATT2 条 1 項(b)の『その他の租税又は課徴金』に該当する（7.24-25）。記録されていたその他の租税又は課徴金は当時存在していた選択的消費税を意味しており、これは法的に有効な記録ではなく、ドミニカの通報はゼロに等しい。よって 2%の経過的課徴金は GATT2 条 1 項(b)違反である（7.84-89）。」

論点 F. 外為手数料：GATT2 条 1 項(b)及び同 15 条 9 項(a)

#### 1. 申立国＝ホンジュラスの主張

「外為手数料は GATT2 条 1 項(b)の『その他の租税又は課徴金』に該当する。譲許表にその記録はなく、GATT2 条 1 項(b)違反である。GATT15 条 9 項(a)の為替制限に該当しない（7.127-130）。」

#### 2. 被申立国＝ドミニカの主張

「GATT15 条 9 項(a)の IMF の規則に従った為替制限に該当するので正当化され

る。」(7.123-126)

### 3. パネルの判断

「外為手数料は『その他の租税又は課徴金』に該当する。ドミニカの譲許表に記録されていた『その他の租税又は課徴金』は当時存在していた選択的消費税を意味しており、これは法的に有効な記録ではなく、ドミニカの通報はゼロに等しい。よって10%の外為手数料はGATT2条1項(b)違反である(7.122)。」

「GATT15条9項(a)が例外であることは当事国も合意しており、パネルもそれに同意する(7.107)。ある産品輸入関連為替取引にのみ賦課される手数料は為替制限でない(7.137)。パネルが情報要請したIMFからの回答書簡も同様の解釈を示した(7.144)。よって、為替制限ではない(7.145)。たとえ、為替制限であったとしても、ドミニカの提出した証拠は、さらにIMF協定条文に『従っ』ていることを証明していない(7.154)。よって、ドミニカの外為手数料はGATT2条1項(b)違反であり、同15条9項(a)によって正当化されない。(7.155)」

## 論点 G1. 税印紙制度：GATT3条4項

### 1. 申立国＝ホンジュラスの主張

「税印紙制度は、国内品及び輸入品に対し形式的に同一の待遇を与えるが、タバコ輸入者に対し追加的ステップとコストとなっており、GATT3条4項違反である。」(7.160)

「税印紙貼付は国内流通の前提条件となっており、国内販売に関する規則に該当する。」(7.167)

「国内生産者は、事前に税印紙を購入し、生産過程で、製品最終包装の前に貼付可能で、生産工程は継続的となる。他方、輸入業者にとって、ドミニカ内での税印紙貼付は生産後の別の工程が必要となる。追加的工程は箱・カートンの再開封、個々のタバコセロファン包装への印紙貼付、箱・カートンの再包装を必要とする。輸入者にとってこのコストは平均価格の9.7%に達するが、国内生産者のコストは0.1%にすぎない(7.172-173)。製品品質保持のために包装は必要である(7.176)。輸入者の追加的コストは輸入に固有のコストではない(7.178)。国内産品はセロファン包装の前に機械により統一的に税印紙を貼付することができるが、輸入品は手作業でセロファンの上に貼らざるを得ず、統一性を欠き最終商品としての美観を損なう(7.179)。」

### 2. 被申立国＝ドミニカの主張

「同制度は国内生産者に保護を与えるように適用されておらず、むしろホンジュラス産タバコ輸入は2003年及び2004年上三分期に絶対的にも相対的にも増加している。競争条件に差があるとしても、固有の差の結果である。」(7.161)

「税印紙制度はタバコの販売条件を直接規制するものでも、競争条件を輸入品

に対し不利に変更するものでもないので、国内販売に関する規則に該当しない。」  
(7.168)

「ホンジュラスのいう追加的コストは無差別的な国内措置の遵守に関するもので、輸入品に固有の差の結果にすぎない。さらに、追加的コストは技術の変更で回避可能である。また、そのコスト金額はホンジュラス生産者の全世界売上高と比べればほんのわずかな (negligible) 額にすぎず、2003年にホンジュラス産の輸入が80%増加していることから、本件措置は商業上重要でなく、保護効果も持たない。」(7.174-175)

### 3. パネルの判断

「同種の產品性について当事国間に争いなし (7.164-166)。」

「(EC・バナナ上級委報告に従い)『関する』は適用範囲が広いことを示している。いかなるタバコも税印紙貼付が検査官によって確認されない限り、工場又は税関を離れ、流通ルートにのることができない。よって、3条4項の意味の国内販売に関する規則に該当する。」(7.169-171)

「形式的に同一待遇を与える点で争いはない。GATT パネル先例 (337 条事件)は形式的に同一待遇が実際には不利な待遇を与える場合があることを認めている。よって、そのことから自動的に3条4項適合的とはいえない (7.181-183)。」

「タバコにセロファン包装が必要である技術的説明に疑問はない。結果として、ドミニカ内での個別税印紙貼付は印紙貼付のためタバコ包装を開封し、再包装することを求める。本制度は輸入者に対し国内生産者が行うよりも追加的なステップを踏む負担を課し、それは輸入者の技術の結果でも、回避可能なものでもない。」  
(7.184-186)

「それは輸入品の条件に不可避的に連結したコストではなく、むしろドミニカが自主的に採用した措置の結果である。」 (7.187)

「ドミニカはホンジュラスの追加的コストの試算を争っていない。ドミニカが主張する追加的コスト額とドミニカ輸入者の全世界売上高の比較は重要でない。3条4項は関連市場での国内産品との間の輸入品の競争条件に対する効果の検討を求める。本件での関連市場はドミニカであり、全世界売上高との関係でコストが取るに足らないことは無関係である。輸入が増加していても不利な待遇の可能性を排除しない。不利な待遇がなければ、もっと増えていたかもしれない。」  
(7.188-192)

「ドミニカはホンジュラスの美観を損なうとの議論について争っていない。ホンジュラス提出の証拠から輸入品の美観が国内品に劣ることが立証済み。」  
(7.193-194)

「(韓国牛肉事件上級委の)『輸入品に不利に関連市場での競争条件を変更するかどうか』に焦点を当てて審査すべきであるとの指針に従えば、税印紙制度は輸

入品に追加的なコストを課し、消費者に対する美観も損ねているので、輸入品に不利に競争条件を変更している。よって、3条4項違反。」(7.195-198)

「(EC バナナ事件及び EC アスベスト事件上級委に従い) 不利な待遇を認定したので、国内生産者に保護を与えるように適用されていることを別途決定する必要はない。」(7.202)

## 論点 G2. 税印紙制度：GATT20 条(d)

### 1. 被申立国＝ドミニカの主張

「税印紙制度が3条4項違反だとしても、租税法令順守のために必要な措置であり20条(d)で正当化される。税徴収は国家、特にドミニカのような途上国にとって最も重要な利益である。税印紙が密輸入防止のための正当かつ国際的に認められた手法であるとの国際合意がある。税印紙の外国輸送と外国貼付を認めると印紙偽造、密輸入及び脱税をもたらす。ゼロトラレンス水準を確保し、この問題に対処する合理的な GATT 適合的代替措置はない。世界のすべての都市に検査官を配置することも我が国に合理的に期待できない。」(7.203)

### 2. 申立国＝ホンジュラスの主張

「ドミニカは抗弁の立証に成功していない。特にドミニカは必要性を満たすと主張するが、より貿易制限的でない代替措置が可能である。例えば、国内生産者に認めているように、外国生産者に対しても輸入前の生産過程で税印紙の貼付を認めることが可能である。さらに予防的に、輸出国内で正しく税印紙が貼付されたかどうか確認するために、輸入者の負担で船積前検査・認証を行うことも提案する。」(7.204)

### 3. パネルの判断

「米国ガソリン事件上級委の示した20条の各号及び柱書の二段階審査に従い、かつ、より特定の韓国牛肉事件上級委に従い、第1に、GATTに違反しない「法令遵守を確保する」ためにデザインされた措置か、第2に遵守確保に「必要」かどうかを検討する。」(7.205-208)

「選択的消費税はいまだ GATT 違反と認定されていない。本件で別途ホンジュラスが同税を争っているが、それは同法令の特定の側面に関するもので、税印紙制度は同法令の当該側面に関係しない。暫定的に GATT 違反ではないと仮定する。」(7.210-211)

「(韓国・牛肉事件上級委に従い) 必要性は、『不可欠』と『一定の貢献をする』の連続線の不可欠側に相当程度近いところに位置するが、不可欠である必要はない。措置の必要性は、保護しようとする利益又は価値の重要性、目標実現に貢献する程度、貿易制限的効果等の要因の考慮を要する。税徴収は国家、特にドミニカのような途上国にとって最も重要な利益である。また、不利な待遇ではあるが、

ホンジュラスはなおドミニカにタバコ輸出を続けており、実際それはここ数年著しく増加している。よって、強い貿易制限的効果は認められない。」(7.212-215)

「ドミニカは税印紙が密輸防止の正当な手法であること支持する NGO 及び WHO の文書を提出した。パネルは同制度が税徴収を監視し、逆に脱税を防止するために役に立つことに同意するが、ドミニカの特定の措置が正当化される必要がある。」(7.216-217)

「ドミニカは、検査官の目の前で税印紙が貼付されれば偽造のリスクはないとし、酒類に関し税印紙の外国での貼付を認めた結果、密輸入、脱税及び印紙偽造が増えた証拠として2つの文書を提出した。しかし、DR-8 も DR-29 も外国での印紙貼付許可と印紙偽造との間の因果関係を支持する証拠といえない。同時に起きたことが必ずしも相関関係を示すものではない。現行制度はそれ自体としては、税印紙の偽造、密輸入及び脱税を防止しない。むしろ印紙の偽造回避的な特徴や警察コントロールがより重要な役割を果たすと思われる。」(7.221-226)

「韓国・牛肉事件上級委は合理的に利用可能な、より GATT 非適合的でない措置が存在する場合、必要な措置といえないとした。たとえ、ドミニカが税徴収及び密輸に関しゼロトラレンス水準を追求する選択をしたと仮定しても、他の合理的に利用可能な、より GATT 非適合的でない措置では同じ水準の執行が達成できない理由を証明する必要がある。ドミニカは外国生産者に対しても輸入前の生産過程で税印紙の貼付を認めることが税徴収及び密輸入の点で現行制度と同等でない理由を証明していない。ホンジュラスはより貿易制限的でない代替措置の一部として、船積前検査・認証を提案しており、国際検査・認証会社のサービスが利用可能との書簡を提出している。また、現行制度でもゼロトラレンス水準が確保できていない証拠がある。ドミニカはより GATT 非整合的でない措置では同じ水準の執行が達成できない理由を証明しておらず、必要性を立証していない。よって、20条(d)で正当化されることを立証していない。」(7.227-232)

#### 4. 上訴国＝ドミニカの主張

「パネルは韓国・牛肉事件上級委が指示する関連の全要因を十分に検討していない。適切に比較衡量すれば、税印紙制度が必要との結論に導く。検査官の目前での貼付は検査官なしでの外国での貼付より脱税防止に貢献する。パネルがいう代替措置は密輸や脱税の危険が増し、合理的に利用可能でない。」(60-61)

「パネルはドミニカが提出した DR-8 及び DR-29 に関し、DSU11 条の求める客観的な評価を怠った。証拠の誤解、無視等の問題がある。」(75, 89)

#### 5. 被上訴国＝ホンジュラスの主張

「パネルは適切に要因を比較衡量した。2004年10月にドミニカは外国での税印紙貼付を認める法改正を行っており、なお合理的に利用可能な措置は国内での貼付だと主張し続けていることは驚きである。」(62-63)

## 6. 上級委の判断

「(韓国・牛肉事件、EC・アスベスト事件のほか、2005年4月7日の米国・賭博サービス事件も引用し、)合理的に利用可能なWTO適合的な代替措置が存在する場合、必要性は満たさない。必要性の判断は、利益又は価値の相対的重要性、措置の目的実現への貢献、国際通商への制限的効果問題の比較衡量が必要。さらに措置と可能な代替措置の比較を行い、その結果が問題の利益の重要性の観点から考慮されなければならない。代替措置が、その性質上、理論的に過ぎない場合、採用不可能な場合、不当な負担となる場合は、合理的に利用可能でない。さらに、合理的に利用可能な代替措置は加盟国の保護の望ましい水準を達成する権利を維持する措置でなければならない。」  
(64-70)

「パネルは、利益の重要性、貿易制限効果、及び措置の目的実現への貢献を検討し、適切な分析を行っている。また、パネルはWTO適合的な代替措置が合理的に利用可能かどうか検討しており、パネルの結論をかき乱す理由はない。パネル認定を支持。」  
(71-73)

「DSU11条の事実の客観的評価の義務の範囲内で、パネルは事実審としてある程度の幅の裁量を持つ。よって、一定の証拠に他の証拠よりも重要性を与えることが認められる。証拠評価におけるすべての誤りが事実の客観的評価の懈怠とされるわけではない。上級委員会は証拠力の評価に関しパネルを“Second-guess”しない。裁量の幅を超えない限り、上級委員会はパネルの認定に介入しない。」  
(76-79)

「ドミニカの指摘した誤解は見られるが、それはパネルの証拠評価に影響していない。その他証拠の無視等の11条違反は認められない。外国での印紙貼付と偽造の因果関係についてドミニカは証拠から存在すると主要するが、それは当事国とパネルの間の単なる見解の相違に過ぎず、11条違反の理由として十分でない。」  
(80-85)

### 論点 H1. 保証制度：GATT11条1項

#### 1. 申立国＝ホンジュラスの主張

「保証制度は11条1項又は3条4項に違反する(選択的主張)。」(7.238)

「保証制度はタバコ輸入についての制限でありGATT11条1項の適用対象。同制度は輸入の機会に関するもので、輸入のための条件である。」(7.242)

#### 2. 被申立国＝ドミニカの主張

「保証制度は11条1項の対象外の国内措置であり、かつ3条4項に違反しない。違反するとしても20条(d)で正当化される。」(7.239)

「保証制度は11条1項の対象外である。保証制度の遵守は通関と法的に無関係で輸入のための条件を構成しない。保証制度は国内制度である。仮に輸入につい

ての制限であるとされるところとしても、保証なしで輸入が行われているので、保証提出を通関の条件として法律上も事実上も要求していない。」(7.243-246)

### 3. パネルの判断

「インド・自動車事件パネルによれば、輸入についての制限は輸入自体を制約する効果 (a limiting effect) を持つ条件である必要がある。しかし、實際上、保証提出がなくてもタバコは輸入されており、輸入の制限条件とはいえない。保証は輸入時又は輸入の地点で実施されておらず、税関でなく国内税当局によって実施されている。インド・自動車事件パネルによれば、輸入についての制限は、輸入に『関する』制限である必要があるが、本件保証制度が制限条件だったとしても、輸入に『関する』制限とはいえない。3条注釈によると、『輸入時で又は輸入の地点で徴収又は実施される』としても3条の国内措置に該当する場合があるが、保証制度は輸入時又は輸入地点で実施すらされていない。インド・自動車パネルは輸入の機会に影響を与える場合に11条が適用される旨述べたが、そうした参入障壁には輸入のみならず国内供給にも影響するものがあり、すべてが11条対象ではない。更に、本件保証制度は販売量に連動していないため、固定費を支払った供給者はより多く販売して当該費用を回収しようとするので、むしろインセンティブとなる。販売量に連動する保証制度は輸入のディスインセンティブとして機能する可能性はある。よって、本件保証制度は11条1項の対象である輸入についての制限として機能しているという証拠はない。」(7.252-265)

## 論点 H2. 保証制度：GATT3条4項

### 1. 申立国＝ホンジュラスの主張

「第1に、保証制度はタバコ購入者が国内生産者から購入する場合は必要なく、輸入時には必要となるため、タバコ輸入に対するディスインセンティブを創設するもので3条4項に違反する。第2に、輸入タバコに対する選択的消費税はすべて輸入時に徴収されている。しかし、国産タバコは販売の翌月20日までに支払えばよい。よって、国内生産者には保証が確保すべき不支払となりうる税責任が存在するが、輸入者にはそうした税責任が存在しない。第3に、保証制度は500万ペソと固定されているが、それは月間売上高や小売価格といった可変要素に左右される実際の選択的消費税の額と直接の関係がない。国内生産者は輸入者よりも販売シェアが大きいため、販売単位当たりの保証コストは輸入タバコの方が大きくなる。第4に、国内生産者は購入者の購入価格の一部から事前に選択的消費税を徴収することができ、20～50日間金利収入を獲得するが、輸入者はそれができず、事前に金銭を支払うという金融上のコストを負う。」(7.267-269, 281, 284, 295)

### 2. 被申立国＝ドミニカの主張

- 1.1 「保証制度は国内販売に関するものでなく3条4項の対象外。対象だとしても国産・輸入タバコに等しく適用されており、競争条件を輸入品に不利に変更しない。第2の主張に対し、輸入時に査定された選択的消費税が不足し、調整される可能性があり、それは頻繁に起きている。また保証制度は實際上、消費税以外の所得税等の義務の遵守確保の保証として扱われている。第3の主張に対し、保証制度が確保しようとしている税負担に差別がないのだから、ホンジュラスの言うような税額と保証金額に関係をつける合理性はない。保証要求の額と条件は無差別であり、差別的に適用されているという証拠がなければ、GATT3条に違反しない。第4の主張に対し、ホンジュラスは保証制度そのものでなく、消費税の支払時期に対し攻撃している。それは付託事項外である。」  
(7.270, 285, 303)

### 3. パネルの判断

「同種の產品性について争いはない。国内販売等に関する措置かどうかについては、3条4項の『関する』は広い対象範囲を持ち、問題の措置によって通関や流通が禁止されることや顧客が購入を妨げられることの立証を要しない。国内販売等に影響があることが示されれば十分である。保証制度違反には罰金などの制裁が適用される。タバコ販売を希望する者は保証制度に従わなければならない。よって、国内販売に『関する』国内措置に該当する。」(7.273-280)

「第1のディスインセンティブ創設の主張については、ホンジュラスは異なる商業段階で事業を比較しているものであり説得力がない。現実には2社の国内生産者と1社の輸入者がドミニカ・タバコ市場の100%を占めており、国内会社がタバコを販売したい場合、3社のいずれかからしか購入せず、いずれの場合も保証金積み立ての必要はない。よって、ホンジュラスのディスインセンティブとの主張に説得力はない。」  
(7.281-283)

「第2の主張に関しては、輸入時に査定された選択的消費税が不足し、調整される可能性があり、保証制度はこの支払の保証として機能する。保証制度を選択的消費税以外の国内税義務の遵守確保手段として用いるとの明確な法的規定はないが、實際上、そのように機能している。よって、ホンジュラスの輸入者には保証制度で保証されるべき税責任がないとの主張に説得力なし。」(7.286-294)

「第3の主張に関しては、保証金額が輸入者と国内生産者で同一であるという事実それ自体が不利な待遇を作り出しているという主張は説得的でない。輸入者が年間に支払う保証手数料は84,000ペソで、1000個のタバコ当たりで0.9ペソ、2003年のタバコ輸入額の0.2%に相当する。固定費は当然、複数の供給者間において単位当たりで異なるコストとなる。当該コストの差が輸入品に不利に競争条件を変更しない限り、その事実自体では不利な条件に足りない。ホンジュラスの主

張に説得力なし。」(7.297-301)

「第 4 の主張は、証拠によれば国内生産者は購入者の購入価格の一部から事前に選択的消費税を徴収することができ、20～50 日間金利収入を獲得する一方で、輸入者はそれができず、事前に金銭を支払うという金融上のコストを負う。(しかし) 選択的消費税の支払時期の差は保証制度とは異なる争点である。付託事項には選択的消費税の支払時期の差について認定を求める文言は見当たらない。それは保証制度と直接関係なく付託事項外である。」(paras.7.304-308)。

「保証制度は、形式上も、実際上も同一の態様で輸入品・国産品に適用されており、保証制度による輸入品に不利な競争条件の変更、不利な待遇の立証がない。3 条 4 項違反の立証なし。」(7.310-311)

#### 4. 上訴国＝ホンジュラスの主張

「(第 3 の主張に関し) パネルは輸入品の単位当たりの保証手数料コストの計算で誤りを犯しており、かつ、国内生産者の単位当たり同コストを計算しておらず、両者の比較をしていないので、結論を導く根拠を示していない。」(88-89)

「(第 2 の主張に関し) ホンジュラスは法律の適用 (application) から離れた保証制度それ自体 (as such) について主張している。パネルは保証制度それ自体の法的基礎を検討せずに、租税当局からの書簡に依拠した。DSU11 条に違反する。」(104)

「(第 4 の主張に関し) 選択的消費税の支払時期に関する主張は保証制度が 3 条 4 項違反であるとの主張 (claims) を支えようとする議論 (arguments) である。」(119)

#### 5. 被上訴国＝ドミニカの主張 (省略)

#### 6. 上級委の判断

「輸入者及び国内生産者に等しく適用されている措置も 3 条 4 項に違反する場合がある。しかし、パネルは保証制度が等しく適用されていることのみ依拠して結論していない (94)。(第 3 の主張に関し) 措置の結果ある輸入品に対し生じる不利な効果の存在は、当該不利な効果が (本件の当該輸入者の市場シェアのように) 製品の外国原産と無関係の要因又は事情 (factors or circumstances unrelated to the foreign origin) によって説明される場合は、必ずしもこの措置が輸入品に不利な待遇を与えることを意味しない。本件では、輸入タバコに対する単位当たりの保証要求のコストが、いくつかの国産タバコのそれよりも、特定の期間において、高いことを示しただけでは、GATT3 条 4 項の不利な待遇を立証するのに不十分である (強調は原文)。ホンジュラスが主張するコストの差は、ホンジュラス産タバコの輸入者が 2 社の国内生産者よりもシェアが小さいことに基づいており、それは輸入タバコが外国産であることに左右されていない。よってパネルがホンジュラスの第 3 の主張を拒否したのは正しい (96)。パネルによる分析方法以外の方法 (注 輸入品のコストと国産品のコストの比較の意か) の方が正確な結果を生んだかもしれないが、パネルは単に輸入者の保証コストの大まかな見積もりを得ようとしただけで、その計算は保証制度が非常に小さい

コストであることを示している。いずれにせよ、その計算はパネルの理由付けを勢いづけてないない。パネルにとって、固定費は、供給企業間の生産量又は売上高が違う範囲で、必然的に供給会社間で異なる単位当たりコストを産む。パネルは、当該コスト差が輸入品に不利に競争条件を変更していない限り、その事実それ自体では不利な待遇の認定に十分でない、と考えた。上記理由（96）でパネルに賛成である。パネルの認定を支持する（97-99）。」

「(第2の主張に関するパネルの証拠処理に関し) (チリ・価格帯制度事件上級委によれば) DSU11条はパネルに対し事実の客観的評価のみならず、パネルに提起された問題 (matter) の評価を行うことを義務付ける。問題は事実と法的主張から構成される。よって、パネルは当事国によって提起されていない問題を評価する権限はない (105)。しかし、本件パネルは保証制度の一般的検討を行っており、措置の特定の適用を検討していない。また、法令の条文の文言が法令の評価の基本的な要素ではあるが、法令その自体に対する主張の検討に際し、パネルが文言だけ検討しなければならないわけではない。パネルは事実の評価者としての役割に相応して、証拠の評価において一定の幅の裁量を有する。パネルは DSU11 条違反とはいえない (107-113)。」

「(第4の主張に関するパネルの付託事項外との認定に関し) 主張 (claims)、典型的には WTO 協定の実体的規定の違反の訴えは、パネル設置要請に明確に記載されなければならない。他方、議論 (arguments) は当事国によって段階的に発展させ、その主張を支える手段である。それらはパネル要請に詳細に記載される必要はない (121)。選択的消費税の支払時期それ自体が3条4項違反となるという主張は、パネル要請に含まれない別途の主張 (claim) である。選択的消費税の支払時期は保証制度に対する主張に関してホンジュラスが特定した法令規定によって扱われていない。パネルの認定に誤りはない (122, 126-127)。」

## 論点 I. 選択的消費税：GATT3 条 2 項第一文

### 1. 申立国＝ホンジュラスの主張

「国産タバコの税は中央銀行調査による各ブランドの平均小売価格に基づいて課税ベースが決定されるが、輸入タバコ税は最類似品の価額に基づいて計算される。このアプローチの差により、一定の低価格輸入タバコは実際の販売価格に基づく税よりも高い率で課税されており、ひいては同じ小売価格の同種の国産品よりも高い率で課税されている。2003 年の各ブランドの小売価格と選択的消費税についてデータを提出。その主張の第 1 は、税法上の課税ベース決定ルールに対する主張、第 2 に租税当局の運用上、低い価格の輸入タバコが同じ価格の同種国産タバコよりも高率で課税されていることである。」 (7.319-323)

### 2. 被申立国＝ドミニカの主張

「法改正があり、特定の同一の課税ベースとされた。かつ『最類似品』も課税

ベースの決定で何の役割も持たない。よってパネルはすでに撤回された法及び慣行に関する認定を行うべきでない。」(7.324)

「(ホンジュラス産) Viceroy が (ドミニカ産) Lider よりも高率で課税されているのは、Viceroy の最類似品が Marlboro であると租税当局が決定したためである。輸入品の価格政策は反競争的ダンピングを構成し、当該決定において信頼できないので、決定に際し、輸入タバコの税関申告価額をも用いた。2003 年の Viceroy の税関申告価額はベルモント及びケントの平均価格よりも 10%及び 5.8%高かった。」(7.326)

### 3. パネルの判断

「(同種の產品性に関し) 物理的特性の類似性、原材料の類似性、外観の類似性、最終用途の類似性、及び同一の関税分類から、一般的に、輸入タバコは国産タバコと同種とみなすことができる。しかし 3 条 2 項第一文の分析のために同種性要件は狭く解釈されることから、一般的な製品区分の中でも、タバコはブランド毎に区別され消費者に提供されている事実を追加的に考慮する必要がある。こうしたブランド特定の下、特定の価格部門内でタバコは互いに競争している。ドミニカは税関申告価額に基づいて輸入 Viceroy が国産 Marlboro と類似すると決定したが、品質に着目するなら、税関申告価額よりも市場における実際の価格がより重要である。税関申告価額と小売価格の開きがあること自体から小売価格が同種性判定に無関係であるとはいえない。よって、同様な価格で販売されている国産タバコと輸入タバコを同種とみなし、特に輸入 Viceroy が国産 Lider と同種とみなす。」(7.329-336)

「ドミニカ主張のように確かに選択的消費税はパネル設置後に改正され、結果として国産及び輸入共に特定かつ同一の課税ベースと税率、つまりタバコ毎 0.48 ペソで課税されている。しかし、改正があったことから自動的にパネルが分析を回避すべきであることにならない。従来のパネルではパネル設置以前に取り消された措置について認定を差し控えたことはあるが、本件の措置改正はパネル設置後になされている。DSU11 条のパネルの義務に照らし、また当事者間に手続を終了すべきとの合意がないことから、選択的消費税について認定を差し控えるのは不適切である (note 580 で同種のパネル処理を引用)。」(7.338-344)

「日本酒税事件上級委は 3 条 2 項第一文の『超える』について、非常に小さいズレでも超えると認定されるとの厳しい基準を設定している。税法の規定では、国産品と輸入品で課税ベースの決定基準が異なるが、それが直ちに『超える』税に結びつくわけではない。また、実施規則等では国産品と輸入品で異なる取り扱いがされていない。よって 法令上輸入品が超える税の適用を受けているとの証拠はない。」(7.345-353)

「慣行上『超える税』が適用されていたかについては、2003 年の輸入 Viceroy

と国産 Lider の小売価格は 1 個 18 ペソで同一である。しかし、これらのタバコは同じ課税ベースで課税されていない。Viceroy は 6.54 ペソ、Lider はたった 5.34 ペソの税支払となっており、実際の税負担は前者で 35.33%、後者は 29.66%となっている。よって 2003 年にドミニカ租税当局が 3 条 2 項第一文に反する課税をしていたと結論する。」(7.354-358)

「しかし、2004 年の租税法改正により、問題の課税ベースの本質について変更が加えられた。問題の措置が失効していることから、勧告を行うことは不適切である。」(7.359-363)

**論点 J. 選択的消費税：GATT10 条 3 項(a)** (省略、上記表 1 参照)

1. 申立国＝ホンジュラスの主張
2. 被申立国＝ドミニカの主張
3. パネルの判断

**論点 K. 選択的消費税：GATT10 条 1 項** (省略、上記表 1 参照)

1. 申立国＝ホンジュラスの主張
2. 被申立国＝ドミニカの主張
3. パネルの判断

### III. 解説

#### 1. 本件の位置付け

本件は、産品としては GATT/WTO 紛争解決手続において比較的問題になりやすいタバコ製品をあつかっている他<sup>2</sup>、規模の小さい途上国が同様に小さい規模の途上国を申立てた事件という特徴を持っている<sup>3</sup>。本件では、申立国・被申立国両国共に WTO 法諮問センター (the Advisory Centre on the WTO Law) のメンバーであったが、同センターは同一事件で申立国及び被申立国の双方を代理することはできないため、ホンジュラスのみを代理することとなった<sup>4</sup>。結果として、ドミニカはシドリー・オースチン法律事務所を代理人とせざるを得なかったとのことである<sup>5</sup>。

<sup>2</sup> Bhala & Gantz, p.119 は、本件で露骨な差別なされていることを、タバコが税収入をもたらし、かつ国内産業ある場合には政府によりしばしば保護されているから驚くに当たらないと指摘し、GATT 時代のタイ・タバコ事件を引用している。Panel Report, Thailand -- Restrictions on Importation of and Internal Taxes on Cigarettes, DS10/R - 37S/200 (Oct. 5, 1990). これ以外に、タバコ製品に関する措置が WTO 紛争解決手続において問題となった事例として、Peru – Taxes on Cigarettes, complaint by Chile, WT/DS227/1, 1 March 2001; Uruguay – Tax Treatment on Certain Products, Complaint by Chile, WT/DS261/1, 18 June 2002.

<sup>3</sup> Bhala & Gantz, p.129 (そうした例は必ずしも珍しくなく、1995 年から 2005 年までの約 335 件のうち、少なくとも 53 件が同様の申立であることを紹介する。)

<sup>4</sup> See ACWL Dispute Settlement, [http://www.acwl.ch/e/dispute/dispute\\_e.aspx](http://www.acwl.ch/e/dispute/dispute_e.aspx).

<sup>5</sup> Bhala & Gantz, p.129.

また、本件パネル及び上級委報告は以下のような多くの法的論点について新たな解釈を展開しており、それぞれについて先例として一定の価値が認められる。第1に、GATT2条1項(b)における「その他の租税又は課徴金」の意義、その譲許表記録と同条項の解釈に関する了解についての詳細な解釈を展開したという意味で注目される。第2に、GATT15条9項(a)で例外として認められている「国際通貨基金協定…に従う…為替制限」について初めて突っ込んだ解釈を示し、同時に「為替制限」該当性について国際通貨基金（以下「IMF」という。）の意見を求め、その意見が実際にパネル解釈に反映されたという意味でも貴重な事例を提供している。第3に、パネルが韓国・牛肉事件上級委報告に依拠しつつも、GATT3条4項における事実上の差別に該当する具体例の蓄積を進めたと同時に、事実上の差別該当性に関する比較的明確な一般論を展開している点も重要であろう。第4に、GATT20条(d)の必要性について、パネルは韓国牛肉事件上級委報告の展開した判断枠組みを踏襲しつつ、他のWTO整合的な（より貿易制限的でない）代替措置が利用可能であるとして必要性の要件を満たさないと結論に達し、その結論を上級委も支持した。本件は、必要性判断における、特に「利用可能な代替措置」に関する具体的判断例を提供する貴重な事例といえよう。なお、その際、上級委はGATS14条の類似規定の解釈（米国・賭博サービス事件上級委）を引用している。これは、GATT20条先例からGATS14条の解釈に対し示唆が得られるだけでなく、GATS14条先例からGATT20条先例に対しても示唆が得られるという意味で双方向的な引用が行われ、GATT20条とGATS14条といった類似規定において「必要性」の解釈が統一的に行われることを示唆していることもまた興味深い。第5に、保証制度関連判示においてGATT3条4項の不利な待遇について、上級委員会が「外国原産であることと無関係の要因又は事情によって説明される不利な効果」を「不利な待遇」と扱わない姿勢を示していることが、今後のGATT3条の内国民待遇原則の解釈の転換（a shift in the national treatment jurisprudence）に結びつく可能性が指摘されており<sup>6</sup>、その点は注目される。第6に、選択的消費税の課税ベースのGATT3条2項第1文適合性については、法それ自体からは違反といえないが、適用上、実際の課税率にズレがあることを示す具体的な証拠があるとして同違反であると判示した。今後の適用（As applied）案件にとって一定の示唆がありうる。第7に、しばしば争われているにもかかわらず必ずしも違反認定例の多くないGATT10条について<sup>7</sup>、同条1項及び3項(a)の双方について明確に違反認定を行っ

<sup>6</sup> WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report, Dominican Republic - Measures Affecting the Importation and Internal Sale of Cigarettes (WT/DS302/AB/R), p.8, available at [http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/dr-cigarettes\(dsc\)\(ab\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/dr-cigarettes(dsc)(ab).pdf).

<sup>7</sup> EC・バナナ事件パネル（例えばエクアドル申立事件 paras.7.224-231.）はその例だが、上級委によって取り消されている。アルゼンチン・皮革事件パネルは、国内購入者による輸出業者の秘密情報閲覧を認める規則が「不合理な」実施、国内購入者の税関手続への参加が「不公正な」実施と認定している。WT/DS???, paras.11.90-94, 11.98-101.

た数少ない事例としての価値がある。

全体として、本件は GATT の市場アクセス関連の（1 条の最恵国待遇を除く）ほとんど全ての基本条文に関する実体法上の争点に触れているだけでなく、付託事項や立証責任論等の手続法上の争点も扱っている。本件は、それら各争点において、10 年間の紛争解決了解（以下「DSU」という。）運用の蓄積により、解釈の基本的枠組みが収斂を見せ、体系化・結晶化しつつあることを示す<sup>8</sup>格好の事例を提供しているといえる。その点は、今回の上級委報告が上訴されたパネル認定をいずれも重要な議論の追加や理由付けの変更をせずに支持したこと、上級委の審理が主に DSU11 条や付託事項等手続法的争点に焦点を当てていることによっても裏付けられよう。そこから上級委の役割の低下傾向、つまりは上級委が上級審として本来の限定的役割のみを担うようになってきた傾向を読み取ることもできるかもしれない。

争点が多岐に亘るため、以下では手続法上の争点として論点 A～D を一括して取扱い、実体法上の争点として、3 条の内国民待遇における差別又は不利な待遇（論点 G、H 及び I）及び 20 条(d)の必要性（論点 G）に焦点を絞って解説する。

## 2. 手続上の論点

### i. 4 つの付託事項に関する判断の概観

本件パネル報告は、4 つのやや異なる角度から付託事項に関する考え方が整理されており、今後の実務においても参考になる事例を提供していると思われる。

### ii. 紛争解決のため付託事項を柔軟に把握する傾向の反映

- a. 論点 A では措置が改正・変更されていても、本質が変わらなければ、新措置に基づいて審理可能との考えが示された。これは措置国＝被申立国側が申立のターゲットとなる措置を任意に変更する（moving target）ことで紛争解決の実効性を奪うおそれに対応するものといえよう。「付託事項に改正も含まれている」ことを 1 つの論拠としたアルゼンチン・プライスバンド事件上級委<sup>9</sup>よりもさらにすっきりとした考え方を示していると評価できる。ただし、本件では措置国＝被申立国自身が、措置の本質に変化がないことを自認し、措置改正後の新法を審理対象とすべきと主張していた事案であり、被申立国が改正後の新法を付託事項外として審理すべきでないと争ったわけではないことに注意が必要である。そのため本件パネルのこの論点での先例的価値は低い。

<sup>8</sup> 川島富士雄「WTO 紛争解決手続における司法化の諸相—DSU 運用の 10 年を振り返って—」日本国際経済法学会年報 14 号（2005）92 頁以下、100-101 頁参照。

<sup>9</sup> 中川淳司「チリの農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 X III』（平成 15 年）165 頁以下、187 頁（設置要請における「改正」に要請後の改正は含まれないとの疑問を提起する。）。

b. 論点 B では、ドミニカが第 1 にホンジュラスが協議段階、第一回意見書等で主にタバコに関する措置に焦点を当てていたこと、第 2 に紛争名が「タバコの輸入に関する措置」となっていることの 2 つを理由として、経過的課徴金及び外国為替手数料に対するパネル審理の範囲をタバコに限定しようと試みた。これに対し、パネルは第 1 に第 2 回意見書におけるホンジュラスの意見になおドミニカが反論する機会があったこと、第 2 に付託事項の画定に際し、紛争名は重要でなく、付託事項の文言に産品範囲の限定を示唆するものがないことから、この主張を退けた。紛争名が重要でないことは、慣行上確立してはいたが、このように明確に判示した点に本件の先例的価値を見出すことができる。

c. 論点 D では、措置が失効していても、ムートとならないという点で基本的にインドネシア国民車パネル等の先例を踏襲している。これは将来、同様の措置が再導入されることを予防する効果に期待するものと理解できる。但し、本件でもすでに失効した選択的消費税に対する勧告は下されていない (7.359-363, 7.389-393, 7.415-419, 8.3)。他方、本件上級委は、税印紙制度が 2004 年 10 月に既に改正され、製造時点での貼付を可能としたにもかかわらず、当事国が認定を求めたことを理由に、税印紙制度の修正がまだそうしていない場合に、その範囲において (if, and to the extent that) 義務に適合的とするよう勧告している (129)。選択的消費税については、法改正で問題となった適用が再開する余地がほとんどなくなっているため勧告も不要と考えられたが、税印紙制度の場合は修正内容自体が妥当かどうかなお不明であり、勧告が必要と考えられたものと区別することが可能であろう。

以上の A、B 及び D の三点はいずれも従来からの紛争の実効的解決の目的に照らして、付託事項を比較的柔軟に解釈しようとする傾向を反映し、かつ異なる観点からそれらを整理した事例という意味で価値があろう。

d. 他方、論点 C では、唯一ホンジュラスの主張が付託事項関連で退けられた。ホンジュラスは保証制度が GATT3 条 4 項違反かどうかの審理の文脈で、輸入業者と国内生産者の間で選択的消費税自体の支払時期が異なることに対し問題提起したが、パネル・上級委ともにこれは保証制度それ自体と関係のない主張 (claim) であり、特に上級委は選択的消費税の支払時期は保証制度に対する主張に関してホンジュラスが特定した法令規定によって扱われていないことを指摘し (126)、付託事項外であると判断した。本件では

選択的消費税支払時期に関し明らかに差別が存在しており、その意味では本件パネル・上級委の判断は、やや形式や手続を重視し過ぎている又は柔軟性に欠くという批判はありうるが<sup>10</sup>、輸入品この点については、ホンジュラスはパネル設置後に別途の法的主張（claim）を追加した観が否めず、その意味ではドミニカにとって不意打ちを構成しているといわざるを得ない。パネルの本件保証制度に伴う輸入業者と国内生産者の間で発生する金利コストの差に関する言及（7.305）や関連する先例に照らせば<sup>11</sup>、当初からこの点が付託事項に含まれていれば、むしろ GATT3 条 2 項第 1 文違反が認定された可能性が高いため、ホンジュラスの戦術ミス又は準備不足というべきだろう。

### 3. 実体上の論点

#### i. GATT2 条 1 項(b)のその他の租税又は課徴金

本件で、ウルグアイ・ラウンド交渉時の起草作業の検討も含め、GATT2 条 1 項(b)の解釈了解に関する詳細な解釈が展開されたことは重要だが、内国税である消費税を「その他の租税又は課徴金」として譲許表に記録した本件のような事例は頻繁に起こるとはいえず、その判示の先例的価値はさほど大きくなかろう。但し、本件パネル報告が、第 1 に、輸入品に対し、関税とは別に追加的に賦課される国境措置であり、第 2 に、税関当局のサービスでなく輸入品の価額に基づき GATT8 条の規律対象である手数料及び課徴金等にも該当しないし、第 3 に、国内産品に適用されないの国内措置でもないもの、つまり、通常の間税にも、GATT2 条 2 項の課徴金又は租税にも該当しない国境措置であれば、GATT2 条 1 項(b)の「その他の租税又は課徴金」に該当するとの判断の道筋を示している箇所（7.24-25 及び 7.113）は今後の実務にとっても有益であろう<sup>12</sup>。

#### ii. GATT15 条 9 項(a)の為替制限

既に 1. 本件の位置づけで紹介したように、本件は第 1 に、GATT15 条 9 項

<sup>10</sup> EC は本件報告採択 DSB 会合において、選択的消費税の支払時期に関し輸入不利な待遇が存在することは争いのない事実であるとして、3 条 4 項違反を認定しなかったパネル及び上級委員会を批判している。WT/DSB/M/189, para.88. Bhala & Gantz, p.129 も、支払時期の差により疑いなく重要な経済的差異が発生しているとして、パネルも上級委員会も同主張の処理において柔軟でなかったことに対し批判的である。

<sup>11</sup> 内国税の名目上の税率が同じだとしても、先払い制度が差別的に適用されるために支払わざるをえなくなる金利又は獲得する機会が失われる金利の差という形で内国税の実際の税負担に差が生じる場合に、GATT3 条 2 項第 1 文違反を認定した先例として、アルゼンチン皮革事件パネル報告、WT/DS155/R, paras.11.181-11.191.

<sup>12</sup> これ以外で GATT2 条 1 項(b)の「その他の租税又は課徴金」が争われた事件として Chile – Price Band System and Safeguard Measures Relating to Certain Agricultural Products, Report of the Panel, WT/DS207/R, adopted 23 October 2002 があるが、そこでは農業協定 4.2 条注 1 の意味における通常の間税以外の可変輸入課徴金類似の国境措置かどうかの主争われ、問題の措置がこれに該当するとの認定を受け、GATT2 条 1 項(b)の「その他の租税又は課徴金」該当も肯定されている（7.105-108）。

(a)について(当事国の合意に基づくものの)初めて例外として認定した(7.107)。第2に、同条項によって認められている「国際通貨基金協定…に従う」「…為替制限」の2つ論点、特に後者について初めて突っ込んだ解釈を示した。第3に、「為替制限」該当性について国際通貨基金(以下「IMF」という。)の意見を求め、その意見が実際にパネル解釈に反映された<sup>13</sup>。これら3つの観点から、本件は貴重な事例を提供している<sup>14</sup>。

特に第3点の「為替制限」該当性に関する、すべての目的の為替使用に対する直接的制限でなく、輸入取引向け外国為替のみに適用される制限は為替制限に該当しないという解釈基準は、パネルの文言解釈(para.7.137)及びIMF書簡(7.144)で共通しており、今後の事例でも参照価値があろう。特に、パネルの「そのように解釈しないと輸入に外国為替手数料を課し、便宜的に『為替制限』であると性格づけることで、GATT2条1項(b)の義務を容易に迂回できることとなる」との実質論(para.7.137)は強い説得力を有する。

### iii. 税印紙制度と保証制度：GATT3条4項の「不利な待遇」と事実上の差別

論点G1と論点Hの双方でGATT3条4項の不利な待遇、特に事実上の差別の有無が主張な争点となった。前者では、輸入品と国産品に形式上同様な義務を課す税印紙制度が輸入品にのみ不可避免的に国産品よりも大きなコストを負わし、事実上の差別を構成することが認定された。他方、後者では、輸入者と国内生産者に形式上同額の負担を負わず保証制度が輸入者の市場シェアの相対的小ささから事実上、輸入品の単位当たりの保証コストが国産品より大きくなるという主張が受け入れられず、事実上の差別は認定されなかった。

両認定を比べると、前者ではパネルはドミニカの税印紙コストが取るに足りないとの主張を拒絶している(7.191)。これに対し、後者ではパネルと上級委が保証制度のもたらすコスト差がさほど大きくないことを重視しているように見える(7.299、97)。このことから、両者の間に矛盾があるようにも思われる。

しかし、このような対比は妥当ではないだろう。第1に、ドミニカの税印紙

<sup>13</sup> 他の条文に関する紛争でパネルがIMFに意見提出を求めた例として、India – Quantitative Restrictions on Imports of Agricultural, Textile and Industrial Products, Report of the Panel, WT/DS90/R, adopted 22 September 1999。逆に、被申立国の要請にもかかわらず、パネルがIMFに対する意見提出を求めなかった例として、India – Measures Affecting the Automotive Sector, Report of the Panel, WT/DS146/R and WT/DS175/R, para.7.294, adopted 5 April 2002。

<sup>14</sup> GATT15条9項(a)に直接関係しないが、IMF上の義務とWTO上の義務の衝突が論点となった先例として、Argentina – Measures Affecting Imports of Footwear, Textiles, Apparel and Other Items, Report of the Appellate Body, WT/DS56/AB/R, adopted 22 April 1998, para.69(被申立国がGATT8条違反を正当化するためIMFとの了解覚書を援用。)及びArgentina – Measures Affecting the Export of Bovine Hides and the Import of Finished Leather, Report of the Panel, WT/DS155/R, adopted 16 February 2001, para.11.328(GATT20条(d)正当化の文脈で被申立国がIMFとの取極を援用。)

コストに関する取るに足らないとの主張は、ドミニカ輸入者の全世界売上高に占める追加的コスト高の比重に関するものであり、パネルが的確に指摘するようにこのような比較は無関係である (7.189)。むしろ輸入者のコストと国内生産者のコストの差により輸入製品と国内製品の間の競争条件が前者に不利に変更されるかどうか重要である (7.195)。その意味では、税印紙コストが輸入者にとって平均価格の約 10%に達するに対し、国内生産者にとっては 0.1%に過ぎないとの認定(7.188)は競争条件の変更として十分な証拠であったろう。他方、保証制度のもたらすコストは、輸入が比較的低調であった 2003 年でも、1000 個のタバコ当たり 2 セント (単位=米国ドル) で、それはタバコ輸入額の 0.2%に当たると認定されている (7.299)。ホンジュラスが指摘するように、この計算は、税印紙コストの場合のように、輸入者と国内生産者のコストの比較を行うものではない。しかし、ホンジュラスの指摘するように、国内生産者のシェアが輸入者のシェアよりも大きく、その結果タバコ一個当たりの保証コストに差が生じたとしても、その差はタバコ一個当たりの価格の 0.2%を超えることはないことが、少なくともこの計算から導かれる。前者でのコスト差が約 10%程度であることが明らかなのに対し、後者でのコスト差は多く見積もっても 0.2%程度で、それもシェアの変動によっては、更に減少する可能性がある (7.299)。このコスト差の程度の違いは、2 つの論点での違反、違反なしの結論を分けた一つの要因ということができよう。

第 2 に、前者では輸入後の税印紙貼付義務付けが技術的に見て不可避免的に輸入品にのみ追加的負担を課すのに対し、後者では同額の保証制度が売上量の異なる供給者間の単位当たりの保証コストの差を必然的にもたらすものの、それがある輸入者にとって不利に働くのは現時点での同輸入業者のシェアが国内生産者のそれに比べ小さいためであり、シェアの変化によっては、輸入品の負担大となるのか国産品の負担大となるのかは必ずしも明らかではない。この点に関し、上級委は、措置の結果ある輸入品に対し生じる不利な効果 (detrimental effect) の存在は、当該不利な効果が (本件の当該輸入者の市場シェアのように) 製品の外国原産と無関係の要因又は事情によって説明される場合は、必ずしも措置が輸入品に対し不利な待遇を与えることを意味しないと判示し、本件においては、輸入タバコに対する単位当たりの保証要求のコストが、いくつかの国内タバコのそれよりも、ある特定の時期に、高いことを示しただけでは、GATT3 条 4 項の不利な待遇の立証に不十分である、と述べている (強調は原文) (96)。当該判示からは、ある措置の結果、(1) 客体的範囲として、ある輸入品だけが<sup>15</sup>、

---

<sup>15</sup> 上級委の「ある輸入品に対し生じる不利な効果の存在 (the existence of a detrimental effect on a given imported product)」(96) の「ある輸入品」という文言に着目すべきことは以下から示唆を得た。  
WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report, Dominican Republic -

(2) 時間的範囲として、ある特定の時期にだけ、たまたま不利になっている場合は、直ちに GATT3 条 4 項違反の不利な待遇を構成せず、逆に、措置の不利な効果は何らかの理由で、必ず輸入品グループにだけ固定的に発生し、国内品グループには発生しないような場合に初めて、3 条 4 項違反となりうる事が示唆されていると考えられる<sup>16</sup>。輸入後の税印紙貼付義務付けはまさに後者の場合に該当すると考えられる。さらに上級委員会が、「計算はパネルの理由付けの要点ではない。」(98)と述べていることから、第 2 の点における差異がむしろ両措置に関し違反、違反なしの結論を分けた重要なポイントと思われる。

第 2 の点に関し、WorldTradeLaw.net の本件上級委報告コメントは、本件パネルを支持した上級委が「外国原産と無関係の要因」といった表現を用いた点をとらえて、過去の GATT3 条 2 項の判例が、措置が外国原産と関係のない場合（チリ・酒税のアルコール内容量に基づく措置）でも内国民待遇違反を認定してきたことから、本件が書き振りの異なる 3 条 4 項に関する事案であることを念頭に置きつつも、内国民待遇に関する判例のシフトの可能性を指摘する<sup>17</sup>。この上級委の表現が大きな判例変更を示唆するものかどうかについては、必ずしも本件のみから答えを導くことはできず、今後の判例展開を注意深く見守らざるを得ないだろう。但し、上記コメントも示唆するように、3 条 2 項の判例と 3 条 4 項の判例が条文の異なる書き振りに基づいて今後、異なる展開を示す可能性は大いにあろう。例えば、後者の「同種の産品」概念が 3 条 2 項第 1 文のそれよりも幅広く、3 条 2 項第 2 文の「直接競争産品」の範囲まで含むとの EC・アスベスト事件上級委報告<sup>18</sup>の考え (99) を前提にすれば、第 1 に、3 条 2 項第 2 文における僅少 (de minimis) な差と同様な考え方が 3 条 4 項にも導入される余地が考えられる。本件の保証制度に関し、コストの差が単位当たりの価格において僅少であることも考慮に入れ、不利な待遇を認定しなかったパネル及び上級委の姿勢は、そのような可能性を示唆しているように思われる。第 2 に、3 条 2 項第 2 文同様に、3 条 4 項においても、3 条 1 項の「国内産業に

---

Measures Affecting the Importation and Internal Sale of Cigarettes (WT/DS302/AB/R), pp.8-9, available at [http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/dr-cigarettes\(dsc\)\(ab\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/dr-cigarettes(dsc)(ab).pdf). これを、ある特定の輸入品だけが不利になっているだけでは、3 条 4 項の輸入品グループに対する「不利の待遇」を構成しないことを示唆するものとすれば、EC・アスベスト事件上級委報告が「不利な待遇」の認定において、輸入品グループと国産品グループの比較を要求していると解される点とも整合的である。European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products, Appellate Body Report, WT/DS135/AB/R, para.100, adopted 5 April 2001.同様に、EC は、事実上の差別は GATT3 条 4 項違反であることは明確にされなければならないと上級委の理由付けの不明確性に対しやや懸念を表明しつつも、上級委の「ある輸入者 (ママ)」に対する不利な効果という表現に照らして上級委の理由付けを読むべきであるように思われるとして、これが EC・アスベスト事件上級委報告の上記要求に沿うものと理解されるのであれば、同意すると述べている。WT/DSB/M/189, para.87.

<sup>16</sup> 前注参照。

<sup>17</sup> WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report, p.8.

<sup>18</sup> European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products, Appellate Body Report, WT/DS135/AB/R, adopted 5 April 2001.

保護を与えるように…適用」の有無が、3条4項の「不利な待遇」の認定に際して考慮され、事実上、1つの要件として機能する余地も考えられる。この点について、本件パネル(7.201-202)は輸入後の税印紙貼付義務付けに関する判示において、ECアスベスト事件上級委報告とEC・バナナ事件上級委報告という3条4項と3条1項の相互関係に関し、やや異なる態度をとる2つの上級委報告を並んで引用しているが、上級委報告の理解にやや混乱があるように思われる。むしろEC・アスベスト事件上級委は3条の「同種の産品」概念に関し明確にアコーディオン理論を確認し、3条4項の同種の産品が3条2項第2文の直接競争産品とほぼ一致することを示した直後に(99)、3条4項の不利な待遇とは、3条1項の「国内産業の不保護」の一般原則を表現したものであると述べることで(100)、EC・バナナ事件の判示を事実上修正しており、今後は3条4項の「不利な待遇」の認定において、「国内産業の保護」の要素の有無、より具体的には国産品グループと比較した輸入品グループに対する「非対称な影響」の有無を考慮する必要があることを示唆しているように思われる<sup>19</sup>。EC・アスベスト事件上級委報告を以上のように解すれば、本件上級委が従来の3条2項に関する判例とやや異なる態度を取っていることも比較的理解しやすいように思われる。

いずれにしても、本件パネル及び上級委は同額の負担が供給者のシェアの違いから、異なる単位当たりコストが発生することは必然であるとして、一時的に一部の輸入者に不利が生じたとしても、それ自体としては輸入品に不利な待遇とするのに「十分でない」と強調している。これは、輸入者と国内生産者にそれぞれ同額の負担を負わず措置は各国とも通常用いる措置であり、それ自体で内国民待遇違反となると判定することによる混乱を避けるために慎重な態度を取ったものと思われる。上記のように、例えば、本件と類似の事案において、別途何らかの制度的<sup>20</sup>、技術的要因が存在し、輸入者のシェアが、一時的や偶然でなく必然的に、他の国内生産者よりも小さくならざるを得ないのであれば、本件上級委も内国民待遇違反を認定するのではなかろうか。そうしたもう一段の主張・立証は本件のホンジュラスによって展開されていない。よって、本件の結論に基本的に賛成したい。

---

<sup>19</sup> Lothar Ehring, *De Facto Discrimination in WTO Law: National and Most-Favored-Nation Treatment – or Equal Treatment?* 36 J. WORLD TRADE 921, 942-47 (2002); Donald H. Regan, *Regulatory Purpose and “Like Products” in Article III: 4 of the GATT (With Additional Remarks on Article III:2)*, 36 J. WORLD TRADE 443, 470 (2002). 3条4項においても、3条2項第2文に用いられる「措置の構造と適用の包括的かつ客観的な分析」による一種の目的・効果アプローチが採用されることが妥当であるとの見解として、川島富士雄「ガット第3条における事実上の差別の取扱い」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書VII』57頁以下、72頁(公正貿易センター、1997)。

<sup>20</sup> 例えばWTO加盟後、経過的に輸入割当の適用が認められており、その結果、輸入品のシェアが必然的に国産品を下回るような場合が想定できる。

今後は、どの程度であれば僅少な差として許される範囲なのか、どのような場合に単なる一時的又は一部の輸入品に対する「不利な効果」を構成し、どのような場合にそれを超える輸入品に対する「不利な待遇」を構成すると考えられるのか事例の積み重ねを通じた明確化が望まれる<sup>21</sup>。

#### iv. 税印紙制度：GATT20 条(d)における「必要性」

第 4 に、GATT20 条(d)の必要性について、パネルは韓国牛肉事件上級委報告の展開した判断枠組みを踏襲しつつ<sup>22</sup>、他の WTO 整合的な（より貿易制限的でない）代替措置が利用可能であるとして必要性の要件を満たさないとの結論に達し、その結論を上級委も支持した。

パネルは、本件具体的事案に即して、第 1 に、途上国の税収確保を最重要の利益の 1 つと位置づけたこと、第 2 に、措置の存在にもかかわらず輸出国がなお輸出が可能である点から強い制限効果が認められないことを認定した。その一方で、他の WTO 整合的な代替措置が合理的に利用可能であるとして必要性の要件を満たさないとの結論に達し、それを上級委も支持した。特にホンジュラスが提示した、税印紙を外国で貼付することを認め、かつ船積前検査・認証制度を併用するという WTO 適合的な代替案が合理的に利用可能でないことをドミニカが立証していない点が、この結論に到る際にポイントとなっているように思われる。

本件は、EC アスベスト事件や韓国牛肉事件の上級委が展開した必要性判断枠組みに従いながら、それを具体的に適用した事例の一つ付け加えるものとして貴重である。本件上級委は GATS14 条の類似規定の解釈（米国・賭博サービス事件上級委）を引用している。これは、（同事件上級委が行ったように）GATT20 条先例から GATS14 条の解釈に対し示唆が得られるだけでなく、GATS14 条先例から GATT20 条先例に対しても示唆が得られるという意味で双方向的な引用が行われ、GATT20 条(d)と GATS14(c)といった類似規定において「必要性」の解釈が統一的に行われることを示唆しているように思われる<sup>23</sup>。よって、本件は GATT20 条(d)だけでなく、GATT20 条(b)、GATS14 条(a)及び同

<sup>21</sup> なお、メキシコ HFCS 事件パネルで、米国は同種の産品間の差別が、ほとんど全ての輸入品が不利な効果を受ける事実を主張し、3 条 4 項の「不利な待遇」を立証しようとしているように見えるが、パネルはそのような認定が 3 条 4 項違反の立証に必要なかどうか明言を避けている。Mexico – Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages, Report of the Panel, WT/DS308/R, paras.8.114-115, adopted 24 March 2006. さらに、3 条 2 項に関するパネルの姿勢も含め、EC・アスベスト事件上級委第 100 段落の影響を見るものとして、川瀬剛志「メキシコの飲料に関する措置」本報告書所収。

<sup>22</sup> 本件も含め、韓国牛肉事件上級委報告における「必要性」に関する判断枠組みとその具体的な適用例の比較を行った文献として、内記香子「ガット第 20 条における必要性要件—WTO 設立後の貿易自由化と非貿易的関心事項の調整メカニズム—」『日本国際経済法学会年報』第 15 号 217-256 頁(2006)。

<sup>23</sup> そのような理解に基づき GATT20 条及び GATS14 条に関する先例の比較表を作成するものとして、内記・前掲注、247 頁。

条(c)といった類似規定における「必要性」の解釈にも影響を与えるものとして今後も参照価値があろう。

より具体的には第1に、パネルは途上国の徴税が最重要利益の1つと認定したことは、アスベスト事件のような人の健康以外にも重要な価値が存在することを認めた点で重要である。しかし、次に見るように、この点は必ずしも本件では結論に大きく影響していない。

第2に、パネルの認定において、ゼロトラランス水準の執行確保の目的にもかかわらず現行税印紙貼付義務付け制度によっても密輸がゼロになっていない事実が代替的措置の可能性認定において1つの要点となっている(7.229)。しかし、本件の具体的事案を離れ、一般論として考えれば、例えば、税徴収と密輸ゼロを求めた措置が完全な税徴収と密輸ゼロを達成できていないことを以って、直ちに当該措置が無意味となるわけではなく、税徴収や密輸ゼロに向けある程度の貢献をしている可能性がある。特に、パネルがまさに引用する韓国牛肉事件上級委の必要性判断枠組みに従えば、ひとたび途上国の税収確保を最重要の利益の1つと位置づけたのであれば、パネルは、密輸防止に不可欠でないにしても、一定の貢献をしている措置を最大限尊重する必要があり、その目的への貢献度を損なうような代替措置では「合理的に利用可能」とはいえないと判断することが求められる。よって、当初措置と代替措置の貢献度との慎重な比較が行われるべきであるが、本件パネルはドミニカがゼロトラランス水準を主張しながら、密輸ゼロを確保できていない事実を認定し、ドミニカが代替措置が合理的に利用可能でないことを立証していないと簡単に指摘するだけで、20条(d)によって輸入後の税印紙貼付義務付け制度が正当化されることを立証できていないと結論付けており、その点で審理が十分でない印象が残る。本件では、パネルはそもそもドミニカの輸入後の税印紙貼付義務付け制度が、密輸防止に貢献するとの因果関係(逆に外国での税印紙貼付を認めることと印紙偽造の因果関係)それ自体に疑問を持っているように窺われ、むしろいくつかの商業段階での警察コントロールの方が実効的であるとの信条を吐露している(7.226)。ややパネルが自らの政策判断をもってドミニカの政策判断に代替しようとする傾向が見え、疑問なしとしない。しかし、このような心象を得るに到ったのは、パネル自身の問題というよりは、ドミニカの主張・立証不足が主たる原因であり、その意味で抗弁提起側の立証責任が尽くされていないとの結論は致し方ないとの印象がある。また、上訴段階ではドミニカの税印紙貼付義務付け制度の改正によってドミニカの論拠は相当程度失われていることも見逃せない(63)。

第3に、ホンジュラスは船積前検査・認証制度を提案し、代替措置がドミニカの懸念を払拭するのに十分であるとの主張を補強した(7.228)。この点は、

米国ガソリン事件上級委が外国政府との協力協定の可能性を追求することを負担回避の代替案として検討すべきであることを指摘した点とも相通ずるところがあり、今後の必要性攻撃の主張方法にとって参考となる。

第 4 に、将来の事例においても重要な争点である「必要性」について、上級委は直前の賭博事件報告を引用したものの、その意義を本件に即して、十分に敷衍しておらず、パネルの認定を必ずしもじっくりと検討しなかった。この点に関し、EC は全体として 20 条に関するパネルの分析に満足しているが、上級委が上訴において提起された幾つかの論点を非常に表面的に扱っており、当事国の主張をより慎重に取り扱うべきであったと批判している<sup>24</sup>。評者も同感であり、本件では今後の実務に指針を与える重要な説示がなされる可能性が十分にあったにもかかわらず、やや残念な観がある。

#### v. 選択的消費税：3 条 2 項第 1 文の「同種の製品」

本件パネルは、タバコの同種性認定において、同一価格セグメントに属することを重視し、Viceroy と Lider が同一の小売価格で売られていることから、同種製品であるとした (7.336)。この点に対し、WorldTradeLaw.net の本件パネルコメンタリー (p.19) は、小売価格は関連要因ではあるが、決定的要因であるかどうか疑問を投げかけ、むしろブランド選好や代替性に関する消費者調査といった要素を排除していることを問題とする。さらに、パネルが Viceroy と Lider に焦点を当てたことで、すべて又は多くのブランドが同種である可能性を無視していると批判する。

当該批判は確かに傾聴に値するが、本件はあくまでも申立国ホンジュラスが自国産 Viceroy と Lider の差別に着目した主張を展開しており、パネルはその限りで同種性を判定すれば紛争の処理に十分であった点に注意する必要がある。つまり、パネルは最も明確であった同一小売価格の国産タバコと輸入タバコの課税差に着目するために、同種性の判定において価格セグメントを重視したと読むことができる。その意味では、本件の同種性解釈基準の今後の実務への示唆は限定的に理解すべきか。

#### 4. その後の経緯等

ドミニカは本件両報告採択後の DSB 会合 (2005 年 6 月 13 日) において、勧告実施の意図を表明し、実施のため合理的な期間 (以下「RPT」という。) が必要であると述べた。両当事国は RPT について合意できず、2005 年 7 月 12 日、ホンジュラスは DSU21 条 1(c) 仲裁を求めた。同年 7 月 29 日、両当事国は合同

---

<sup>24</sup> WT/DSB/M/189, para.87.

で同仲裁の仲裁人に指名された Lockhart 氏に対し、仲裁手続の中断を求め、RPT についての合意の余地を探ったところ、同年 8 月 16 日、ドミニカが報告採択日である 2005 年 5 月 19 日から 24 ヶ月以内に実施する旨合意に達したと仲裁人に通知した。同仲裁人はその経緯を紹介した報告 (WT/DS302/17) を 8 月 29 日に加盟国に送付した。執筆時点で RPT はいまだ満了していない。満了前の履行の有無等の状況については不明である。

#### IV. 参考文献

- 1) WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Panel Report, Dominican Republic - Measures Affecting the Importation and Internal Sale of Cigarettes (WT/DS302/R), available at [http://www.worldtradelaw.net/dsc/panel/dr-cigarettes\(dsc\)\(panel\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/dsc/panel/dr-cigarettes(dsc)(panel).pdf)
- 2) WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report, Dominican Republic - Measures Affecting the Importation and Internal Sale of Cigarettes (WT/DS302/AB/R), available at [http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/dr-cigarettes\(dsc\)\(ab\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/dr-cigarettes(dsc)(ab).pdf).
- 3) Raj Bhala & David Gantz, *WTO REVIEW: WTO CASE REVIEW 2005*, 23 *Arizona Journal of International and Comparative Law* 107 (2006).
- 4) Lothar Ehring, *De Facto Discrimination in WTO Law: National and Most-Favored-Nation Treatment – or Equal Treatment?* 36 *J. WORLD TRADE* 921, 942-47 (2002).
- 5) Donald H. Regan, *Regulatory Purpose and “Like Products” in Article III: 4 of the GATT (With Additional Remarks on Article III:2)*, 36 *J. WORLD TRADE* 443, 470 (2002).
- 6) 川島富士雄「WTO 紛争解決手続における司法化の諸相—DSU 運用の 10 年を振り返って—」*日本国際経済法学会年報* 14 号 92 頁 (2005)。
- 7) 川島富士雄「ガット第 3 条における事実上の差別の取扱い」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書VII』57 頁 (公正貿易センター、1997)。
- 8) 内記香子「ガット第 20 条における必要性要件—WTO 設立後の貿易自由化と非貿易的関心事項の調整メカニズム—」『*日本国際経済法学会年報*』第 15 号 217-256 頁(2006)。